

災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書

東大和市（以下「甲」という。）と東大和助産院（以下「乙」という。）は、地震、風水害、火災等の災害（以下「災害」という。）時における妊産婦等の支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、その災害により家屋の倒壊等の被害を受けた東大和市在住の妊産婦等への支援を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害の発生により支援活動が必要であると認めるときは、乙に対し、支援協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。

2 文書による要請のいとまがないときは、口頭、電話等で要請し、事後、前項の文書を提出するものとする。

（協力業務の内容）

第3条 乙は、前条の甲からの要請に基づき、乙の業務に支障のない範囲において、次に掲げる事項について協力する。

(1) 助産又は妊婦、じょく婦及び新生児の保健指導（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定された業務の範囲）の実施

(2) 疾病者に対する助産・保健指導に関する衛生材料等の提供

2 乙は、前項の協力業務を遂行するに当たり、必要の都度医師との連携に努めるものとする。

3 乙は、前条の甲からの協力要請に基づき実施した結果を協力業務実施報告書（別記様式第2号）に記載して、甲に提出する。

（費用弁償）

第4条 甲が要請した妊産婦等支援において使用した衛生材料等の実費は、甲が負担する。

（費用の請求と支払）

第5条 乙は、第3条に規定する協力業務完了後、これに要した費用の明細書等を作成し、甲に費用を請求する。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払う。

（災害補償）

第6条 甲は、乙に属する協力業務実施者が、その協力業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償する。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に可能な限り協力する。

(協定の期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から3年とする。

2 期間満了の日の3か月前に、甲及び乙は協議を行い、双方に異議がないときは、さらに3年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議をしてこれを定める。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年3月26日

(甲) 東大和市中央3丁目930番地

東大和市役所

市長 尾崎保夫

(乙) 東大和市新堀2丁目1496番地の29

東大和助産院

院長 青柳三代子